

通訳案内士登録情報検索サービスについて

通訳案内士登録情報検索システムについて

- 通訳案内士登録情報システムの公開対象者の申請について、下記の流れで行うこととする。
- 第5回検討会での意見を踏まえ、公開対象者にDMO団体を追加する。
- 改正個人情報保護法（H29.5.30施行）により、個人情報を事業に活用する全ての事業者には、情報の漏えい等が生じないように安全に管理すること等の措置が義務づけられていることを踏まえ、個人情報保護に関する認定（Pマーク等）の取得を要件とすることについては、認定を取得している者が限定的であること、他の同様の資格における情報公開では、それら認定取得を要件としていないこと等から、当面の間は当該認定を承認の要件としないこととする。

公開情報閲覧者の申請フロー



申請時に添付を求める書面

○承認対象となる事業の許可等を有することを証する書面（写し）

- (1) 旅行業者…旅行業登録を証する書面の写し
- (2) 旅行サービス手配業者（ランドオペレーター）…旅行サービス手配業の登録を証する書面の写し
- (3) 旅館業法に基づくホテル及び旅館…旅館業法に基づく許可を証する書面の写し
- (4) 派遣事業者等…労働者派遣法、職業安定法に基づく許可を証する書面の写し
- (5) 日本版DMO登録団体…日本版DMO登録を証する書面の写し

（2017年11月28日現在41法人が観光庁に登録）

【参考】個人情報保護に関する認証制度(概要)

プライバシーマーク

プライバシーマークは個人情報保護に関する日本工業規格（JIS）に適合して、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備し運用している事業者に対し、一般社団法人日本情報経済社会推進協会が付与、使用を認める制度。申請事業者には審査があり、有効期間は2年の更新制。

旅行会社等、ホテル・旅館、派遣事業者等の付与業者は現在約100社。（全業種の付与事業者15,553社）

新規取得時に係る費用は大規模企業で約120万円、小規模企業で約30万円程度。
2年ごとの更新時に係る費用は大規模企業で約90万円、小規模企業で約20万円程度。

新規取得に要する期間は最短で4ヶ月程度。



イメージ図

ISMS

ISMS（Information Security Management System）適合性評価制度は、情報セキュリティに関する国際規格（ISO）と日本工業規格（JIS）に適合した情報セキュリティマネジメントシステムに対する第三者認証制度。一般社団法人日本情報経済社会推進協会が申請に基づき、審査・認証を行い、有効期間は3年の更新制。

旅行業者等、ホテル・旅館、派遣事業者等の認証業者は約10社。（全業種の認証事業者5,433社）

新規認証時に係る費用は小規模企業で約80万円～（規模が大きくなるほど費用増）。
毎年受ける維持審査に係る費用は約50万円～、3年ごとの更新時に係る費用は約60万円～。

新規認証に要する期間は最短で5ヶ月程度。

【参考】他の名称独占資格における登録者検索サービスの状況

キャリアコンサルタント

設置団体：特定非営利活動法人キャリアコンサルティング協議会

情報公開対象：キャリアコンサルタント名簿に登録済みであり、自身の情報公開を希望する者（1,507名）

公開方法：情報公開を希望する者が、自ら公開情報を登録し、WEB上で公開している。閲覧者は、閲覧時に利用規約に同意するのみで誰でも閲覧することが可能。

氏名、対応エリア、対応可能領域、キャリアコンサルティング職務経歴、自己PR等の情報を自ら登録。

U R L : <https://careerconsultant.mhlw.go.jp/p/search.html>

マンション管理士

設置団体：日本マンション管理士会連合会（業界団体）

情報公開対象：各都道府県マンション管理士会所属のマンション管理士のうち、公開を希望する者（133名）

公開方法：任意登録制であり、各マンション管理士の自己申告に基づく情報を公開。閲覧に当たり、利用申請は求めておらず、誰でも閲覧することが可能。

都道府県、得意分野、管理士賠償責任保険加入の有無などからの検索が可能。

U R L : <http://www.nikkanren.org/search.html>

情報処理安全確保支援士

設置団体：独立行政法人情報処理推進機構

情報公開対象：情報処理安全確保支援士（6,994名）

公開方法：登録番号、登録年月日、情報処理安全確保支援士試験に合格した年月、講習の修了年月日は必須公開。閲覧にあたり、閲覧承認手続きはなく、誰でも登録者の一覧データを閲覧可能。

氏名、生年月、連絡先電話番号、連絡先メールアドレス等については、本人による任意登録。

U R L : <https://www.ipa.go.jp/siensi/index.html>

【参考】通訳案内士登録情報検索サービスの利用規約

○公開情報の閲覧を希望する者に、当該システムの利用に当たって、以下の内容を盛り込んだ利用規約への同意を求めるとし、利用規約に違反する場合には、システム利用停止等の措置を講ずることとする。

利用規約への記載事項（抜粋）

第3条（公開情報閲覧者の責任）

公開情報閲覧者が取得した基本情報及び付加情報の取り扱いについては、次の各号を遵守するものとする。

- 一 本利用規約に従って、**通訳案内士の手配に係る業務に必要な範囲以外に利用しないこと。**
- 二 複製、改変、編集等を行う場合は、必要最小限の範囲に留めること。
- 三 本サービスから取得した基本情報及び付加情報の取り扱いについては、営利目的の有無に関わらず、**第三者に開示・貸与・譲渡し、または担保の設定をしないこと。**
- 四 本サービスから取得した情報は、本サービスの利用を終了した場合や、観光庁から要求があった場合は速やかに廃棄すること。
- 五 本サービスの利用に当たり、**本サービスの利用許可を得ていない第三者に本サービスの情報を開示、閲覧させないこと。**
- 六 **情報管理責任者を設置し、業務上、必要最低限の範囲で取り扱うこと。**
- 七 情報管理責任者の変更があった場合には観光庁を届け出ること。
- 八 適切なアクセス制限を行った場所に格納すること。
- 九 本サービスから取得した**情報の漏えい、滅失又はき損の防止**その他収集した情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- 十 本サービスから取得した情報を電子メールその他の手法により**公開情報閲覧者内部でやりとりする場合、パスワードの設定等により適切な情報漏えい対策を講じること。**
- 十一 本サービスから取得した情報により**通訳案内士等に連絡を取る際は、本サービスの情報に基づき連絡した旨、説明を行うこと。**

第6条（禁止事項・使用制限）

サービス利用者は、本サービスの利用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一～四（略）
 - 五 **本サービスの利用許可を得ていない第三者に本サービスの情報（基本情報及び付加情報を含む、本サービス上の全ての情報）を開示、閲覧させること。**
 - 六 法令若しくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為をすること。
 - 七 その他、本サービスの運用に支障を及ぼす行為又はそのおそれのある行為をすること。
- 2 **観光庁は、サービス利用者が前項各号に掲げる行為を行った場合又は行うおそれがあると認められる場合は、事実関係を調査の上、当該サービス利用者によるサービスの利用を停止又は制限することができる。**